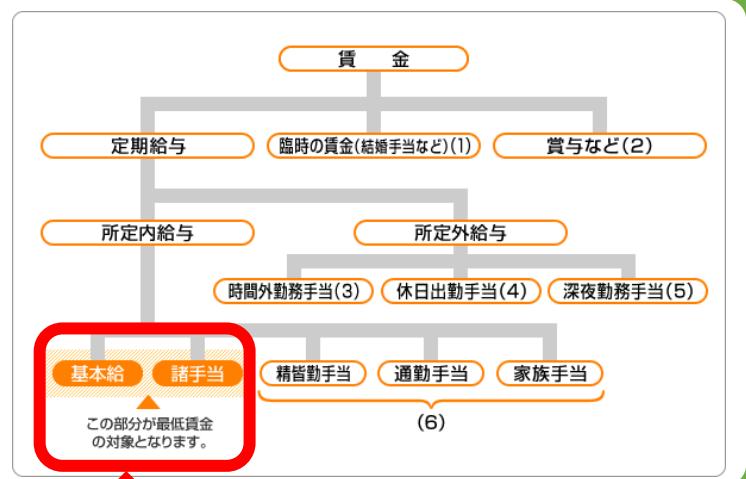




### 最低賃金の対象となるない賃金

- (1)臨時の賃金
- (2)1ヶ月超ごとの賃金(賞与等)
- (3)時間外割増賃金
- (4)休日割増賃金
- (5)深夜割増賃金
- (6)精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
※(6)は限定列举



最低賃金の対象となる部分

### 確認事項

- A) 令和8年1月1日からの適用になります。給与計算期間をまたぐ場合は十分注意してください。
- B) 月給制や出来高・請負の方も対象です。時間額に換算後、最低賃金を上回っていることを確認してください。

### <事務所より>

今月の事務所通信は昨年お知らせした内容の再掲です。  
月給の方が最賃を割る状況が想定されますので、ご確認をお願いします。

11月の年金相談日は「13、27日+a」です。  
ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/>